

新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた
検疫待機施設の確保に係る覚書第3条に定める協定

(基本方針)

令和4年11月11日付で厚生労働省医薬・生活衛生局検疫所業務課長 森田 博通(以下「甲」という。)と警察大学校教務部庶務課長 高橋 和明(以下「乙」という。)が締結した「新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書」第3条に定める費用負担及び役割分担等について下記のとおり締結する。

(費用負担)

第1条 次に掲げる費用については、厚生労働省の負担とする。

- (1) 検疫待機施設(以下「待機施設」という。)として運用中に発生する学生寮の維持に要する費用(電気、ガス、水道料金等)及び入所者の対応に必要となる経費(運営スタッフ、警備等の人件費、防護服等の備品類等)。
- (2) 居室内の清掃・消毒等待機施設開設及び原状回復のための費用。
- (3) 待機施設運用中に生じた待機施設及び備品の破損に係る修繕費用。
- (4) 学生寮に付設された食堂又は福利厚生施設が営業を休止した場合に各施設を運営する事業者を支払う休業補償費
- (5) 入校生が学生寮から退去する際及び自宅又は研修継続のために滞在するホテル、旅館、ウィークリーマンション等の施設(以下「ホテル等施設」という。)から再入寮する際に要する荷物運搬費及び入校生の移動に要する費用。
- (6) 入校生のホテル等施設の宿泊費又は借上費及び入校生が自宅又はホテル等施設と警察大学校の間を通学するために要する費用。
- (7) 研修の期間、場所その他の研修計画を変更し、又は研修を中止した場合、当該措置に伴い生ずる費用。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、待機施設開設、使用、撤去等に伴い発生する費用全般。

2 前項各号のいずれかに該当するか明らかでない場合の費用の負担については、甲乙協議の上、決定する。

(役割分担)

第2条 待機施設の維持管理については乙の責任により対応する。

2 待機施設の運営に関する業務(委託業者の手配等)については、甲の責任により対応する。甲は、業務を行うに必要な業者の手配にあたり乙の協力を求めることが

出来る（業者の紹介）。

- 3 待機施設運営中の地元自治体、関係者等への対応は、乙の協力を得て甲の責任により対応する。

（その他）

第3条 本協定書に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和4年11月11日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医薬・生活衛生局
検疫所業務課長 森田 博通



乙 東京都府中市朝日町3-12-1
警察大学校教務部庶務課長
高橋 和明

